

基本施策6 保健・医療の推進

現状認識

障がいのある方が必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーション等を、いつでも安心して受けることができるよう、地域における保健・医療提供体制の充実を図るとともに、障がいの重度化・重複化の予防やその対応に留意することが重要です。

子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見が図られる体制、きめ細かな相談を受けられる体制の整備が必要です。

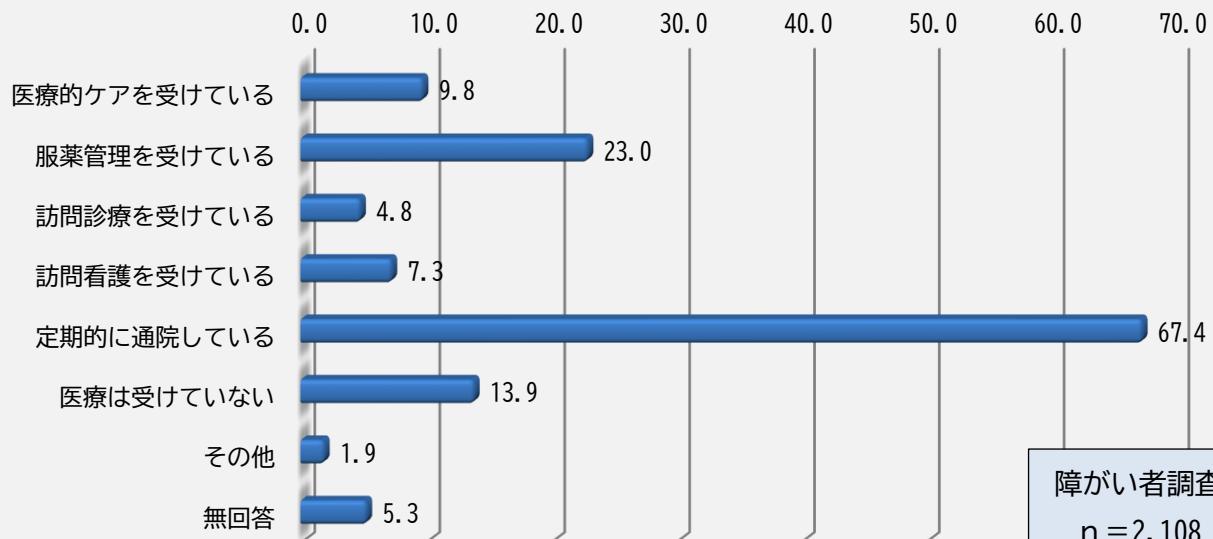
精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があります。

2015年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、難病患者が地域で安心して療養しながら暮らし続けることができるよう、様々な支援ニーズを踏まえ、医療との連携を基本とした、それぞれの特性に応じたきめ細かな対応など福祉サービスの充実を図っていく必要があります。



障がいのある方の多くは定期的に通院している

現在受けている医療の状況 (%)



精神科病院入院患者は退院後の環境の変化や病状に不安を感じている

精神科病院入院患者が退院したくない理由 (%)



施策の柱

(1) 障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見

- 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの早期発見による適切な支援を提供します。

取組	取組概要	区分	担当部
妊婦支援相談事業	妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病的予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安全・安心な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。	継続	保健福祉局 保健所
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等を早期に発見し、早期治療・早期療育に結び付け、心身障がいの進行を未然に防止するとともに育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。	継続	保健福祉局 保健所
赤ちゃんの耳のきこえ支援事業	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査を一部公費負担することにより経済的負担の軽減を図るとともに、医療機関等とのネットワークを構築し、適切な療育に繋がる体制（環境）を整えます。	新規	保健福祉局 保健所
子どもの成育段階で起こる障がい発生の予防のための新生児マスククリーニング事業	新生児を対象にした、障がいの原因となる疾病を早期に発見し発症を未然に防止するためのマスククリーニング検査（集団検査）を行い、早期治療に結びつけます。 また、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センター及び衛生研究所において、母子保健情報を共有した上で、緊密な連携を図り、衛生研究所において診断補助のための検査を実施するなど迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつけていきます。	継続	保健福祉局 衛生研究所

(2) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある方に対する医療の充実を図ります。
- 2,000 m²未満の小規模の診療所や歯科などの医療施設におけるバリアフリーを進め、物理的障壁（バリア）の解消を図ります。
- 感染症発生時に必要な医療を提供できる体制を整えるため、医療機関における設備整備や感染流行期の診療計画の策定等を行うことで、行政・医療・福祉の連携体制の充実を図ります。
- 関係する医療関係の個別計画の取組を進め、障がいのある方にとっても健康で安心して暮らせる社会を目指します。

取組	取組概要	区分	担当部
民間公共的施設 バリアフリー補助事業 【再掲】	障がいのある方や高齢の方などが安全で快適に利用できるよう、2,000 m ² 未満の小規模店舗や医療施設等を営む事業者に対して、バリアフリー整備のための改修費用を一部補助します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
自立支援医療費の支給 (育成医療・更生医療・精神通院医療)	障がいのある方に対し、その心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費の支給を行います。また、自立支援医療に係る適正な費用負担の在り方について、障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対する働きかけを行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部 保健所
さっぽろ医療計画 2024 の推進	市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立を基本理念とする「さっぽろ医療計画 2024」に基づき、在宅医療体制の強化や医療に関する適切な情報提供を行うなど、基本理念の実現に向けた施策の推進に取り組みます。	継続	保健福祉局 保健所
第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の推進	札幌市歯科口腔保健推進条例に基づき、生涯を通じた歯科口腔保健の推進に関する施策を実施します。障がいのある方には、歯科健診の受診や歯科医療体制の確保等の歯科保健医療対策を推進します。	新規	保健福祉局 保健所
感染症に強いまちづくり推進事業	感染症発生時に必要な医療を提供できる体制を整えるため、医療機関等における平時からの備えを充実し、行政・医療機関・高齢者施設等との連携を推進します。	新規	保健福祉局 保健所
今後の感染症危機に備えた体制整備推進事業	2023年度に策定する「感染症予防計画」の実効性を確保するため、医療機関等や関係部局とが連携した合同訓練の実施、必要な物品の備蓄等、平時における備えを行い、健康危機管理体制の強化を図ります。	新規	保健福祉局 保健所

取組	取組概要	区分	担当部
重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がいのある方に対して医療費の一部を助成します。	拡充	保健福祉局 保険医療部

(3) 精神保健・医療の充実

- 通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に障がいのある方に対する医療の安定的提供に努めます。
- 精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- 精神に障がいのある方やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。
- 児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用し、心の悩みを抱える子どもや発達障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
精神科救急情報センター運営	平日夜間、土曜、日曜及び祝日に、精神障がいのある方やその家族等（警察、消防などの行政機関、医療機関等を含む）から、電話により精神科受診に係る緊急相談を受け、精神科当番病院の受診調整などを行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
自殺総合対策推進事業	市民一人一人が互いに支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、ゲートキーパーの養成や自殺に関する適切な知識の啓発等の自殺対策を総合的かつ継続的に実施します。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部
精神科救急医療体制の安定的提供	緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医療を受けることができるよう、夜間や休日における1日あたりの当番病院の空床数を確保するなど、精神科救急医療体制の安定的な維持と提供に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進	学校、一般の小児科などの関係機関や市民からの依頼を受け、より適切な医療機関等を案内（コンシェルジュ）します（さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業）。また、北海道大学と共同で、関係機関の連携体制について全体管理を行うとともに、研修会を実施するなど、子どもの心の診療にかかる医学的支援・人材育成を行います（さっぽろ子どものこころの連携チーム事業）。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

取組	取組概要	区分	担当部
児童精神科医療体制の拡充	児童が安心して入院できる環境を整備するため、札幌市内の医療機関に児童精神科専用病床を設置します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域移行支援・地域定着支援【再掲】 <u>重点取組</u>	訪問支援員が精神科病院の入院患者の相談に応じるほか、ピアサポートや相談支援専門員などが、精神科病院入院患者及び障害者支援施設入所者の、障害福祉サービス事業所等への同行や住まい探し、緊急連絡体制の確保等、退院・退所の支援に取り組むことにより、地域移行・地域定着を推進します。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域生活支援拠点の充実【再掲】	相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを5つを柱とする、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ「地域生活支援拠点」の運用をもって障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を目指します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

(4) 難病に関する施策の推進

- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活をしていけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた相談支援体制の充実を図ります。
- 難病の患者等の孤立感、喪失感等の軽減のために、難病の患者や家族等を対象にピアセンターを養成し、ピアサポート活動を支援します。
- 難病に係る知識等について、患者本人や家族だけなく、広く市民へ周知を図ります。
- 難病患者が、必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、関係機関と連携しながら、制度周知を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
特定医療費（指定難病）医療費助成	難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上を図るため、指定難病に関する医療費の一部を助成します。	継続	保健福祉局 保健所
難病相談支援センター事業	難病相談支援センターを通して、難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うなどして地域交流活動の推進や当事者主体の活動の支援等を行います。 なお、難病の患者等の孤立感、喪失感等の軽減のために、当事者同士の支え合い（ピアサポート）が有効であることから、難病の患者や家族等を対象にピアセンターを養成し、ピアサポート活動を支援します。	継続	保健福祉局 保健所

取組	取組概要	区分	担当部
在宅人工呼吸器使用患者支援事業	在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が必要とする看護について、診療報酬で定められた回数とは別に訪問看護を実施することにより、在宅療養を支援します。	継続	保健福祉局 保健所
札幌市難病患者等地域支援対策推進事業	難病患者やその家族等の療養上の不安解消を図り、適切な在宅療養支援を行えるよう、保健センター職員による面接・訪問相談や、難病に関する専門の医師、理学療法士等による医療相談事業を実施します。 また、難病患者の支援体制の整備等について、関係機関による協議を行うため、難病対策地域協議会を開催します。	継続	保健福祉局 保健所
難病患者等地域啓発事業	研修会の開催や普及啓発等を行うことにより、難病患者やその家族等の難病に関する知識や技術の習得を支援し、地域における難病患者の療養生活環境を整備します。	継続	保健福祉局 保健所



現状認識

障がいのある方が地域において、安全に安心して暮らすことができるよう、地域の団体、事業者、行政等の連携の下、様々な防災対策を講じて、災害等に強い地域づくりを推進していくことが重要です。

「災害対策基本法」の改正（2021年）により、避難行動要支援者名簿の掲載者について、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や福祉避難スペースを含む避難所や要配慮者二次避難所（福祉避難所）の確保に向けた取組を推進するとともに、避難行動要支援者名簿等を活用した障がいのある方に対する避難支援体制を整備していくことが求められています。また、避難所において障がいのある方が障がい特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるようにすることが必要です。

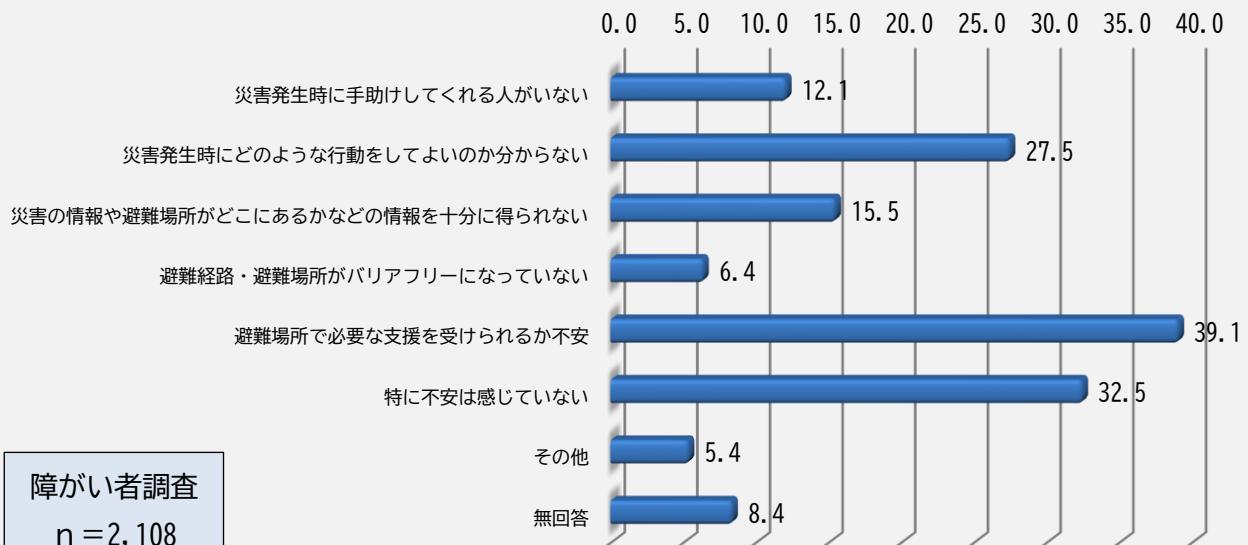
障がいのある方が冬期間も安心して生活できるよう、除排雪などの取組を推進することが求められています。

地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある方を犯罪被害や消費者被害から守り、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進するとともに、障がいのある方の孤独・孤立を防ぐ取組が求められています。



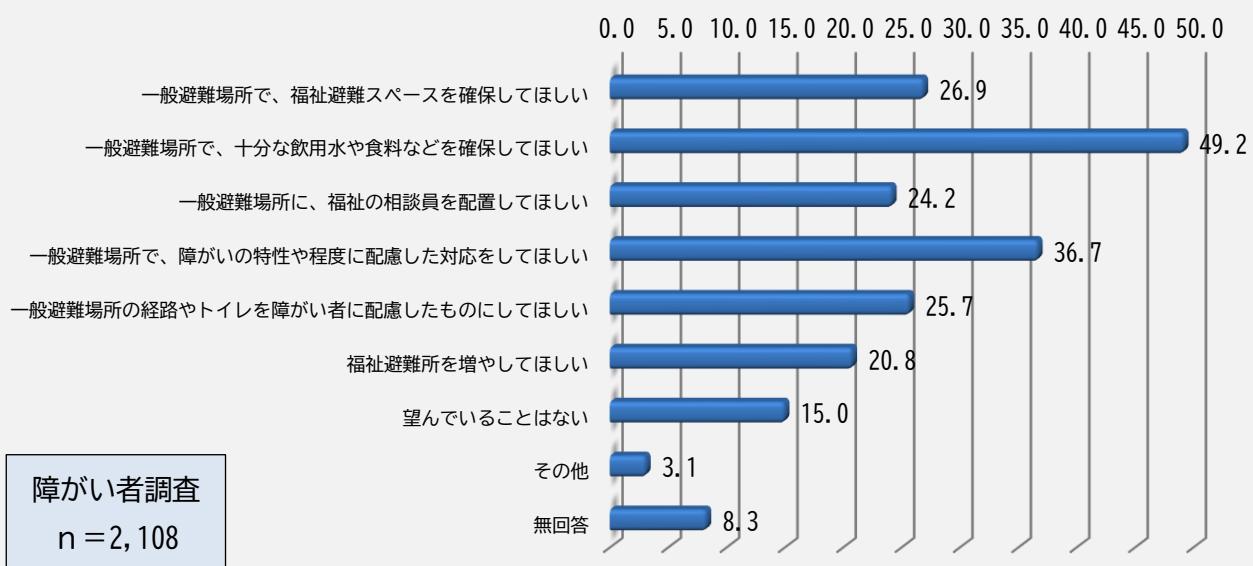
避難場所で必要な支援を受けられるか不安に感じている方が最も多い

防災における不安 (%)



避難場所では障がいの特性や程度に配慮した対応が求められている

避難場所への要望 (%)



施策の柱

(1) 災害や雪に強いまちづくりの推進

- 障がいのある方を含め、市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを進め、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。
- 冬季間も安心して生活を送れるよう、除排雪や福祉除雪など、雪対策の取組を促進します。

取組	取組概要	区分	担当部
障がい者冬期移動円滑化推進事業【再掲】	障がいにより車椅子等を利用している方の冬期移動の円滑化のためのニーズ調査を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉除雪の実施	自力で除雪が困難な一戸建て住宅の障がいのある方や高齢の方の世帯を対象に、地域住民や事業所等の協力を得ながら道路に面した出入口部分等の除雪を支援します。	継続	保健福祉局総務部
官民連携によるシームレスで快適な移動サービスの提供に向けての検討【再掲】	官民連携により、車椅子等で移動できるバリアフリー経路の情報発信を促進するとともに、介助助手配等の情報を異なる交通機関の間で共有できる仕組みを構築するなどにより、四季を通じて円滑に移動することができるサービスの実現を目指します。	新規	まちづくり政策局 ユニバーサル 推進室
社会福祉施設等の安全対策の推進	社会福祉施設における安全・安心を確保するため、消防局・保健福祉局・都市局の関係部局の連携のために策定した「社会福祉施設の情報連絡及び情報提供に係る連携要領」に基づき、施設情報の連絡や情報共有をすることで、社会福祉施設に対する安全対策の徹底を図ります。	継続	消防局予防部
住宅防火対策の推進	地域住民による火災訓練や、福祉事業者等の自衛消防訓練の機会に、住宅からの出火防止対策や、住宅用火災警報器の設置、維持管理等について情報提供するほか、地域の火災特性を踏まえた広報を実施するなど、市民や関連事業者等と情報共有を図ります。	継続	消防局予防部
冬のみちづくりプラン2018の推進	効果的な除排雪の推進、市民・企業等との協働の推進と多様なソフト施策の導入を基本方針として、障がいのある人も安全に安心して冬を過ごせるよう、雪対策を推進します。身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。	継続	建設局雪対策室

(2) 災害時における要配慮者への対応

- 災害時における、障がいのある方などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。
- 重度の障がいのある方など、災害時の避難に特に手助けが必要な方のうち、災害が発生した時のリスクの高い方について、個別避難計画の作成を進めます。
- 避難場所のバリアフリー化や、静かに過ごすことのできる空間の確保など、障がいのある方に配慮した環境の整備を進めます。
- 災害発生時や避難場所において、様々な障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある方への理解促進を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
災害対策用品購入費助成事業	在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器などを使用する在宅の障がいのある方等が、災害時にも日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置等を購入する費用を助成します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉避難所の運営体制強化【再掲】	障がいのある方や高齢者など、一般の避難所での生活が困難な人たちのために、社会福祉施設等の福祉避難所の拡充や人的体制の強化、制度周知などを行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者相談支援事業	地域で暮らす障がいのある方が安心して暮らせるよう、地域住民や町内会福祉関係機関などと協力体制をつくることを目的に各区の障がい者相談支援事業所に地域支援員を配置します。地域支援員は、災害時の障がいのある方へのサポート体制づくりや避難支援に関する相談に応じます。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部
誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業	災害時に障がいのある方たちの避難支援を行う町内会、自治会、地区社会福祉協議会（福祉のまち推進センター）等に対して、コーディネーターを派遣することで、実際に支援をする際の留意点や、避難行動要支援者とのマッチング、各避難行動要支援者の個別避難計画の作成等への助言等を行います。	継続	保健福祉局総務部
災害時における避難支援の仕組みづくり	「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあいハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がいのある方や高齢者たちの手助けを地域が主体となって実施する仕組みづくりを推進します。	継続	保健福祉局総務部
避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供	災害時の避難に特に手助けが必要な方たち（避難行動要支援者）の名簿を作成し、災害の発生に備えて、普段から避難支援に取り組む地域の団体に対し、名簿の提供を行います。	継続	保健福祉局総務部

取組	取組概要	区分	担当部
個別避難計画の作成の推進【再掲】	重度の障がいのある方など、災害時の避難に特に手助けが必要な方（避難行動要支援者）のうち、災害の危険度の高いところに住んでいるなど、災害が発生した時のリスクの高い方について、個別避難計画の作成を推進します。	新規	保健福祉局総務部 高齢保健福祉部 障がい保健福祉部 保健所
障がいに配慮したSNSによる市政情報の発信【再掲】	市政情報や行政サービスについて、スマートフォンやパソコンで通話やメッセージのやりとりができるアプリ「LINE」や「X」などのSNSによる広報媒体を活用するなど、障がいに配慮した情報発信を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
避難所の環境整備の推進	「札幌市避難場所基本計画」に基づき、市立小中学校の大規模改修・改築に併せて、車椅子対応トイレの設置を行うなど、避難所の環境整備を推進します。	継続	危機管理局 危機管理部
避難確保計画の作成支援	浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設の事業者を対象に、計画の作成を支援するための取組を進めます。	新規	危機管理局 危機管理部

（3）地域における見守り活動の推進

- 障がいのある方の地域における孤独・孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動の充実を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
企業等との連携推進	多様な社会資源を地域の見守りに活用するため、宅配事業者などとの見守り協定の締結を推進し、事業活動の中で要支援者の異変を発見した際の確認・通報体制の充実を図ります。	継続	保健福祉局 総務部
知的障がいのある方の見守り事業	障害福祉サービス等を受けていない知的障がいのある方の現況を把握し、福祉ガイドを活用したサービス等の利用案内や、民生委員などと協力して見守り活動を実施することで、地域や福祉サービスとのつながりを拡大・強化とともに、研修等を通じて、市民の知的障がいに対する理解を深めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
ひきこもり対策推進事業	「ひきこもり地域支援センター」においてひきこもりの本人や家族からの電話や来所による相談対応や訪問支援を行うとともに、本人や家族の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を設置運営します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

(4) 消費者被害の防止

- 障がいのある方の消費者被害の防止のため、関係機関との連携による早期発見や、相談体制の充実に努めます。

取組	取組概要	区分	担当部
消費者被害防止ネットワーク事業	消費生活推進員を地域に配置し、関係機関や消費生活センターとのネットワーク体制により、障がいのある方や高齢の方の消費者被害の早期発見と救済、未然防止を図ります。	継続	市民文化局 市民生活部
手話相談（コミュニケーション支援）を活用した消費生活相談【再掲】	聴覚障がいのある方が消費生活相談に訪れた場合に、手話相談（コミュニケーション支援）を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。	継続	市民文化局 市民生活部

こんな手口に気をつけよう

利殖商法

「必ずもうかる」「元本保証」と利益ばかりを強調し、金融商品を売りつける商法です。

代表例 ●外国通貨 ●社債 ●ファンド
●さまざまな権利 など

アドバイス -銀行などの金融機関以外で「元本保証」をうたってお金を預かることは法律で禁止されています。
-株や投資信託は十分な経験と知識が必要なので、知識がないなら手を出さない。

二次被害

過去に悪質商法に遭った被害者に「手数料を払えば、過去の損を取り戻してあげる」などと近づき、新たな契約をさせる手口です。

代表例 ●未公開株 ●社債 など

アドバイス 「大至急契約するように」と契約を急がすケースもありますが、話をうのみにせず、警察や消費者センターにご相談を。

悪質な訪問購入

「不要品を買い取る」などと訪問したはずが、次第に「貴金属はないか、無料で査定する」など話が変わり、安値で強引に貴金属を買い取っていく手口。

アドバイス ・「古物商許可証」か「古物行商従事者証」の提示を求め、確認しましょう。
・必ず、買取条件や業者名、連絡先などが明記されている書面を受取ましょう。

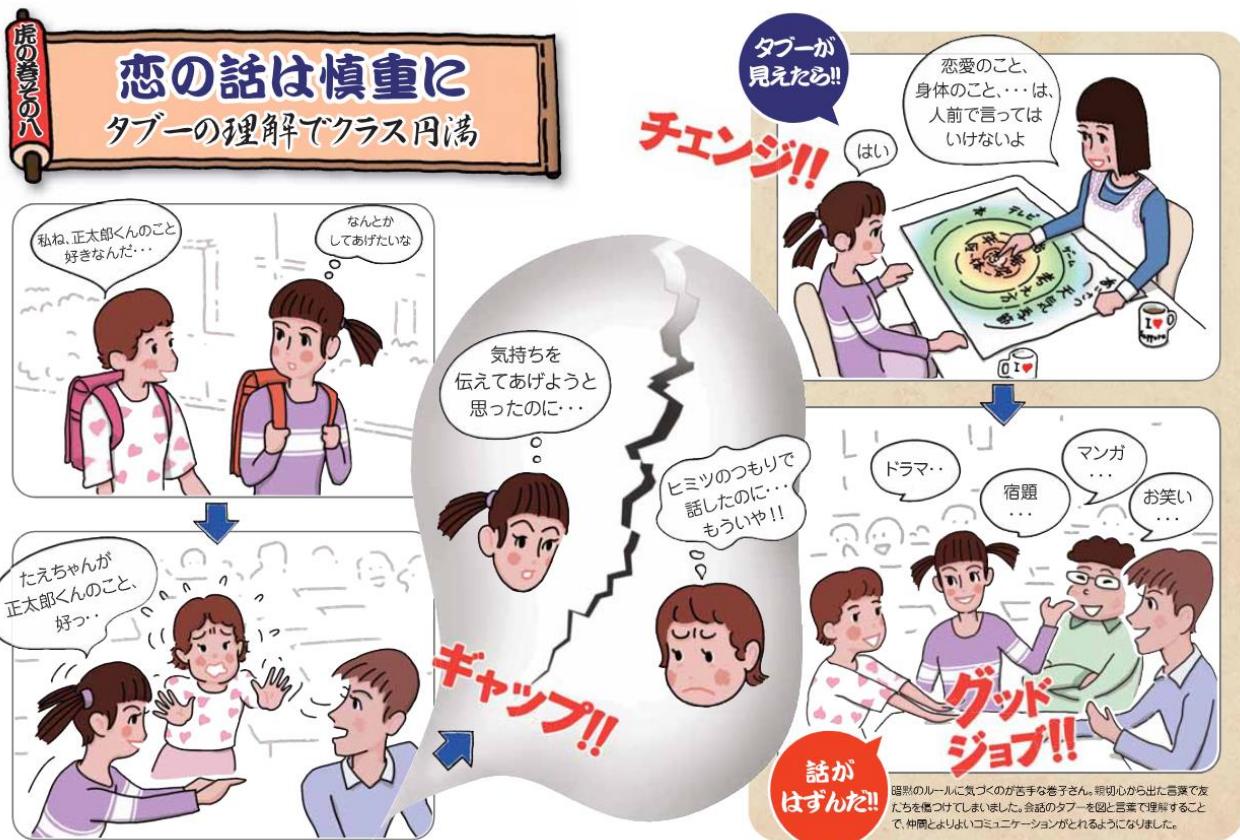
札幌市消費者センター
SAPP
RO

現状認識

医療的ケアを必要とする子どもや重度・重複障がいのある子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育所、児童会館などにおいて、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせるような体制づくりに努める必要があります。

2021年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援施策を実施することが地方公共団体の責務とされました。こうした支援を必要とする子どもや子育てに不安を抱える家族の心情に寄り添いつつ、多様化するニーズを踏まえ、関係機関が連携の上、個々の子どもの状態やライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組む必要があります。

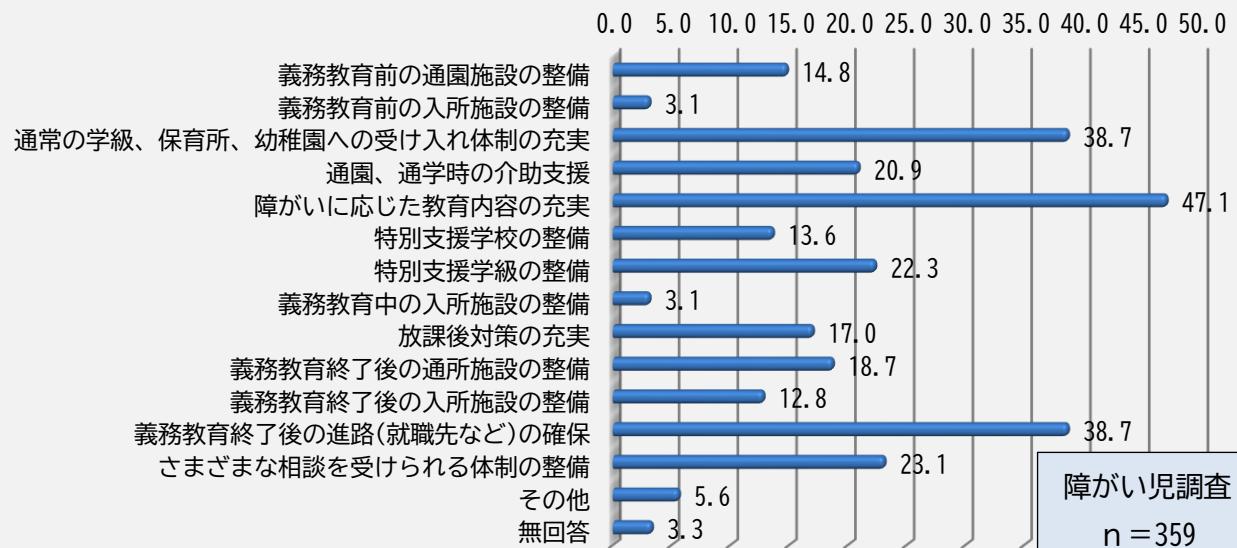
障がいのある子どもが学校において合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにすることが大切です。また、住み慣れた地域でも一人一人のニーズに応じた適切な支援が受けられ、孤立することなく、社会の一員として、包み支え合う環境づくりを進める必要があります。



出典：学校で使える「虎の巻」～発達障がいのある人たちへの八つの支援ポイント 札幌市発行

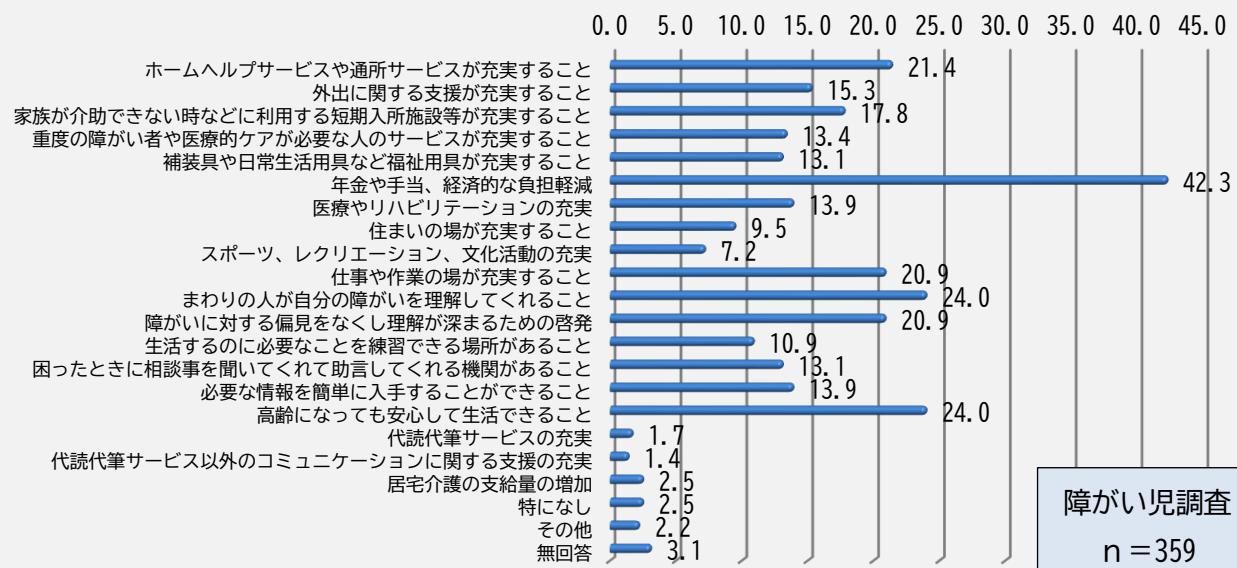
障がいに応じた教育内容と併せて通常学級などの受け入れ体制の充実が求められている

今後の教育や療育において注力すべき事項 (%)



希望する生活をする上で経済的な負担軽減が求められている

障がい児や家族が希望する生活をするために必要な事項 (%)



施策の柱

(1) 療育の充実

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応するため、関係機関が相互に連携しながら、ライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。
- 「子ども・子育て支援法」に基づく施策や母子保健施策など他の子ども関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図ります。
- 「児童福祉法」に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質の確保に努めます。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、児童発達支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）、札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）、札幌市児童相談所等との連携による重層的な支援を推進します。
- 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援を含め、多様化する障がいのある子どもや保護者のニーズへの対応を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
障がい児地域支援マネジメント事業	児童発達支援センターに障がい児地域支援マネージャーを配置し、療育に関する情報発信や、障がい児通所支援事業所への支援・助言、関係機関の支援調整を行うことで、児童発達支援センターの機能強化、充実を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市子ども発達支援総合センターの機能充実	児童精神科や肢体不自由児などを対象にした小児科・整形外科などを持つ医療部門のほか、児童心理治療センターや自閉症児支援センターの入所部門、就学前の子どものための通所部門（児童発達支援センター）があり、それぞれの部門が連携・協働しながら、医療・福祉の両面で、子どもや家族に対する総合的かつ適切な支援を提供します。 また、札幌市全体の子どもの支援体制の向上に向け、関係機関との連携や人材育成など、地域に対する支援を強化していきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
児童発達支援センターの機能充実	児童福祉法に基づき、主に未就学の障がいのある子どもに対する身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、地域の障がいのある子どもや保護者に対して支援を行い、地域における中核的支援機関として、児童発達支援事業所等との連携による療育機関の質の向上を図るとともに、インクルージョンを推進します。また、公立の児童発達支援センターについては、更なる機能の充実を目指します。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部

取組	取組概要	区分	担当部
重症心身障がい児者等受入促進事業【再掲】	障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備改修費を補助することにより、事業所における重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障がい児者の受入者数増加を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
医療的ケア児等の支援体制構築事業	医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、医療的ケア児等の受入に関して助言・指導をするサポート医師を配置します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
医療的ケア児レスパイト事業	医療的ケア児の家族に対するレスパイト事業として訪問看護を提供することで、医療的ケアを必要とする障がい児が健やかに成長でき、その家族が安心して子育てを行える環境を作ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
医療的ケア児等受入短期入所事業所補助事業	医療的ケア児及び重症心身障がい児を宿泊にて短期入所で受け入れる体制を維持・改善するため、医療型短期入所事業所に対し宿泊受入数に応じて補助します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
子どもの補聴器購入費等助成事業の拡充【再掲】	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用を助成します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	障がいのある子どもの健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある子どもを受け入れている館に指導員を加配できるようにするなど、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない子どもと同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。また、民間児童育成会についても、保護者が就労している障がいのある子ども等を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受入れの促進を図ります。	継続	子ども未来局 子ども育成部
放課後児童クラブへの看護師配置	医療的ケア児を受け入れる放課後児童クラブに看護師を派遣します。	新規	子ども未来局 子ども育成部
子どものくらし支援コーディネート事業	「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りへとつなげます。	新規	子ども未来局 子ども育成部
子どもの権利救済機関の運営	いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに関わる様々な悩みについて相談を受けるとともに、救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間の調整等を行います。	継続	子ども未来局 子どもの権利救済事務局

取組	取組概要	区分	担当部
障がい児保育の実施と障がい児保育巡回指導	保育が必要な心身に障がいのある子どもを、障がいのない子どもとともに集団保育することにより、成長発達を促進するとともに、児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障がい児保育の充実を図るため、臨床発達心理士など専門員による巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。	継続	子ども未来局 子育て支援部
公立保育所への看護師配置	市立保育園において看護師を配置し、医療的ケア児を受け入れます。	新規	子ども未来局 子育て支援部
私立保育所の看護師配置への補助	看護師を配置して医療的ケア児を受け入れる私立保育所に補助を行います。	新規	子ども未来局 子育て支援部
療育支援の充実（療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業）	乳幼児健康診査等を通じて、発達に心配のある子どもを対象に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に、保護者の複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気付きができるように働きかけ、個々の子どもに合った進路をともに考え、必要な情報を提供します。 また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児全般に必要な情報の提供を行います。	継続	子ども未来局 児童相談所
児童福祉相談・支援体制の強化	2021年に策定した「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、地域における相談支援体制や関係機関との連携・支援体制の強化などを行います。	継続	子ども未来局 児童相談所



(2) 学校教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。
- 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場でともに学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組づくりを進めていきます。

取組	取組概要	区分	担当部
学校施設バリアフリー化整備事業【再掲】	すべての子どもが安心して学ぶことができる環境を整えるため、学校施設のバリアフリー化を推進し、段差解消やバリアフリートイレの整備、要配慮児童生徒等在籍校及び進学予定校へのエレベーターの整備を行います。	新規	教育委員会 生涯学習部
医療的ケア児への支援体制の確保	市立学校に在学する医療的ケア児の安全・安心な学校生活のため、支援が必要な全ての学校に看護師を配置します。	新規	教育委員会 学校教育部
「人間尊重の教育」推進事業【再掲】	札幌市学校教育の重点の基盤に位置付けている「人間尊重の教育」について、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神を基に、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進を図ります。	新規	教育委員会 学校教育部
教職員向け研修【再掲】	校長や教員が子どもの人権についてより一層理解することができるよう、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、ピアサポートに関連した演習などを行います。	新規	教育委員会 学校教育部
一人一人が学び育つための教育的支援の充実	発達に障がいがあるなどの特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、「サポートファイルさっぽろ」及び「学びのセンター」の活用や、対象となる児童生徒については「発達障がい通級指導教室（まなびの教室）」の利用などにより、一人一人の障がいの状態や教育ニーズに応じた教育的支援の充実を図ります。	継続	教育委員会 学校教育部

取組	取組概要	区分	担当部
地域で学び育つための教育環境の整備	特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する身近な地域において適切な支援を受けることができるよう、特別支援学級や通級指導教室の整備を推進します。	継続	教育委員会 学校教育部
幼児教育相談	発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける相談のほか、各区の市立幼稚園・市立認定こども園を会場とした「地域教育相談」を実施します。	継続	教育委員会 学校教育部
私立幼稚園等における特別支援教育の推進	私立幼稚園等で特別な教育的支援を必要とする幼児に適切な支援を行うため、幼児教育支援員が私立幼稚園等を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教員相談を行うとともに、幼児教育センターが特別支援担当者向け研修会を実施するなどして特別支援教育の充実を図ります。	継続	教育委員会 学校教育部



(3) 成人期への移行支援

- ハローワークなどの関係機関との連携の下、卒業後、就労につなげるための支援の充実を図ります。
- 学校教育後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業【再掲】	重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対し修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障がい者の社会参加を促進します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成講座【再掲】	特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方）が、介護をするために必要な技術や知識を身につけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労の可能性を広げることを目的に介護職員初任者養成講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市医療的ケア児支援検討会における成人期への移行に係る検討 <u>重点取組</u>	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、関係者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的として、札幌市医療的ケア児支援検討会を設置しており、この場を活用して医療的ケア児の成人期への移行についても検討します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う児童等に対し、相談体制の強化を図るとともに、ニーズに応じた各種事業を実施します。	新規	保健福祉局 保健所
市立高等支援学校における教育の充実	市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校が相互に連携し、就労支援コーディネーターの配置等により就労支援体制の充実を図ります。	継続	教育委員会 学校教育部



基本施策9 雇用・就労の促進

現状認識

障がいがある方が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある方がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保する必要があります。

また、働く意欲のある障がいのある方の特性や能力を最大限活かすことができるような支援を行い、最も適した働く場に円滑に移行していくためには、障がいのある方自身の将来的な成長の可能性も含めてアセスメントを行うことが重要です。

障がい者雇用の促進に向けては、国の障がい者雇用施策を中心に、関係機関が連携して取り組む必要があり、障がいのある方が当たり前に働くよう、企業等に対する障がい者雇用に関する情報提供の充実や理解の促進など、雇用の場の確保に向けた取組が求められています。

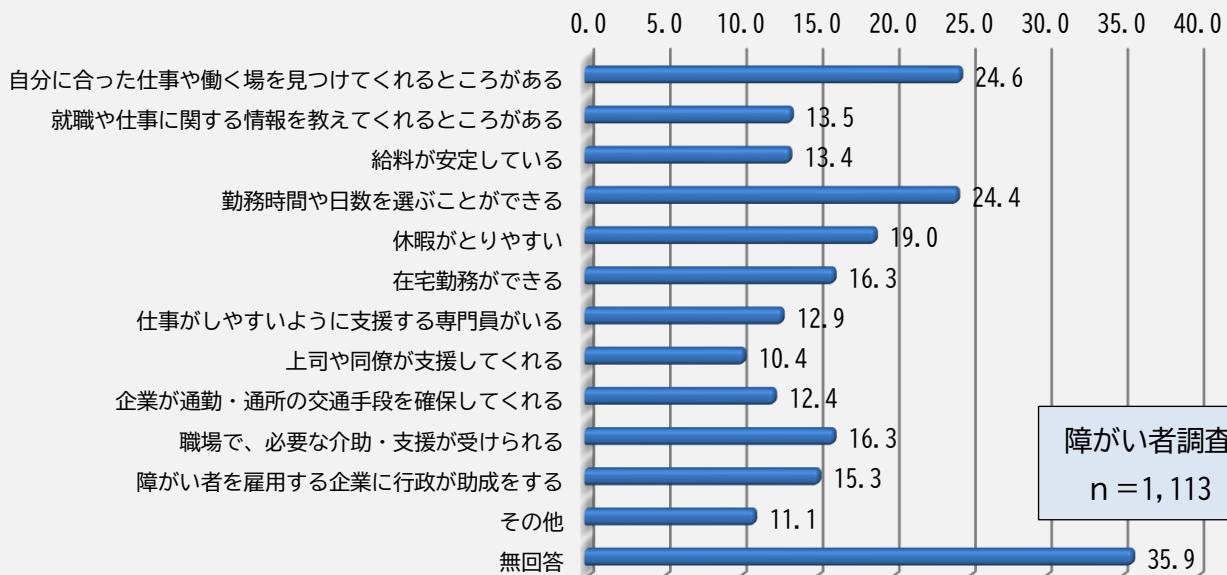
就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃水準の向上が求められています。また、一般就労をした障がいのある方の職場定着に向けて、就業面や生活面からの一体的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を行うことが必要です。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、地方公共団体は、障がい者就労施設等で就労する障がいのある方の自立の促進に資するため、障がい者支援施設等の受注機会の増大を図るための取組を推進することが求められています。



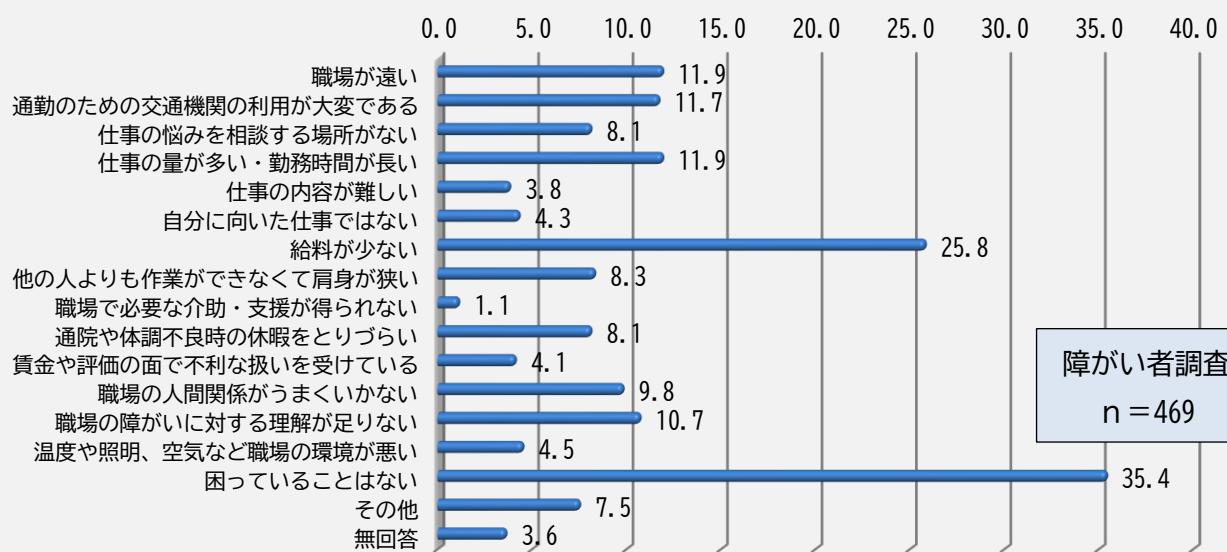
まずは自分に合った仕事や働く場を探すことの支援が必要とされている

仕事を始めるために必要な事項（%）



仕事を続けていく上では給与や勤務時間など待遇面での向上が求められている

仕事を続ける上での困りごと（%）



施策の柱

(1) 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

- 障がい者雇用を推進する国などの関係機関と連携し、障がいのある方の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）	障がいのある方の一般企業等における雇用の促進と継続を図るため、就業と日常生活にかかる相談支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、「ジョブサポート」や支援員が職場を訪問し、本人と職場の双方に対し職場定着支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者就業支援事業	国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある方の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。	継続	保健福祉部 障がい保健福祉部 経済観光局 経営支援・雇用 労働担当部

(2) 雇用機会の拡充（一般就労・福祉的就労）

- 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある方の雇用の機会の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。
- 札幌市においても率先して障がいのある方の雇用に努め、障がいのある方の一般就労へのステップアップを支援します。

取組	取組概要	区分	担当部
地域活動支援センター（就労者支援型）の運営	一般企業等で就労している障がいのある方に対し、仕事上の悩みや生活に関する悩みの相談を受けるほか、利用者同士の交流の場を提供することにより、就業継続にかかる総合的な支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

(3) 一般就労の推進

- 「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がいのある方の一般就労への移行を推進します。
- 障がいのある方の職場実習等の機会の充実を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
障がい者 DX リスキリング事業 【再掲】	一般企業に就職後の障がい者が高度な ICT スキルを身につけ、DX 人材として活躍するためのリスキリング講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
重度障がい者等就労支援事業【再掲】 <u>重点取組</u>	重度障がい等がある方に対して、通勤時や職場等においても、重度訪問介護、同行援護、行動援護の障害福祉サービスと同等のサービスを提供できるよう、国の雇用施策と連携して実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成講座【再掲】	特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方）が、介護をするために必要な技術や知識を身につけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労の可能性を広げることを目的に介護職員初任者養成講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気スキルアップ事業）	障がいのある方の一般企業における雇用機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がい者元気スキルアップ事業により、障がいのある方、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等を対象とする各種セミナー、職場実習、職業紹介、職場開拓を行います。また、自立支援協議会（就労支援推進部会）を通じて、障がい者雇用に関する理解促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者就業体験事業	就労移行支援事業所等で就労訓練を受けている障がいのある方に対し、一般企業等における就業体験の機会を提供することにより、一般就労に向けた就職活動に役立てるとともに、企業側に対しても、障がいのある方の受け入れを通じて、障がい者雇用について理解しイメージづくりを行うきっかけを提供することで、障がいのある方の一般就労を推進します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

(4) 福祉的就労における工賃向上

- 「障害者総合支援法」が定める就労支援サービスのほか、元気ショッピングの運営等の札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
製品の販路拡大支援	<p>地域活動支援センター、地域共同作業所などの運営強化を図るために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行います。</p> <p>また、障がいのある方が施設等でつくった製品を販売する常設店舗として「元気ショッピング」を運営し、製品の購入を通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある方の工賃の増額を目指します。</p>	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業）	障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、各施設への受注調整等を行うセンターを運営し、障がいのある方の工賃向上を目指します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者施設等からの優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づいて、札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、庁内の各部局において調達を推進します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部



現状認識

障がいのある方が、自らの意思と選択によって、ライフステージに応じ、それぞれの興味・関心、生活領域に応じ、様々な活動や学習を続けていくことが重要です。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)」の施行(2018年)を契機として、全ての障がいのある方の芸術及び文化活動への参加を通じて、その生活と社会を豊かにしていくことが求められています。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の施行(2019年)により、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現が求められています。

障がい者スポーツについては、札幌市でも一部の競技が実施された2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における心のバリアフリーの普及拡大などのレガシーを継承するとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくる必要があります。

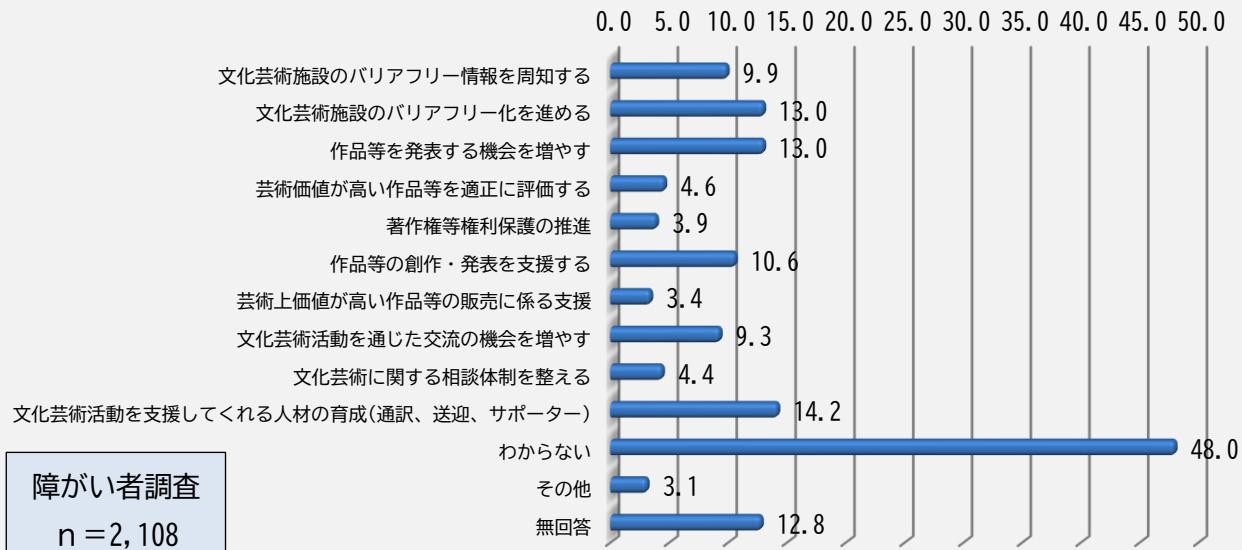
障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ等を行う際には、必要となる配慮や支援が提供される環境の整備が求められます。また、活動を通じて、障がいのある方と障がいのない方が交流し、障がいのある方に対する理解を深めることが重要です。



[詳細は、各自HPに掲載している大会実施要領と出場申込要領をご覧ください。
申込書については、札幌市障がい者福祉課、各区役所で配布しております。また、協会HPからもダウンロードできますのでご利用ください。]

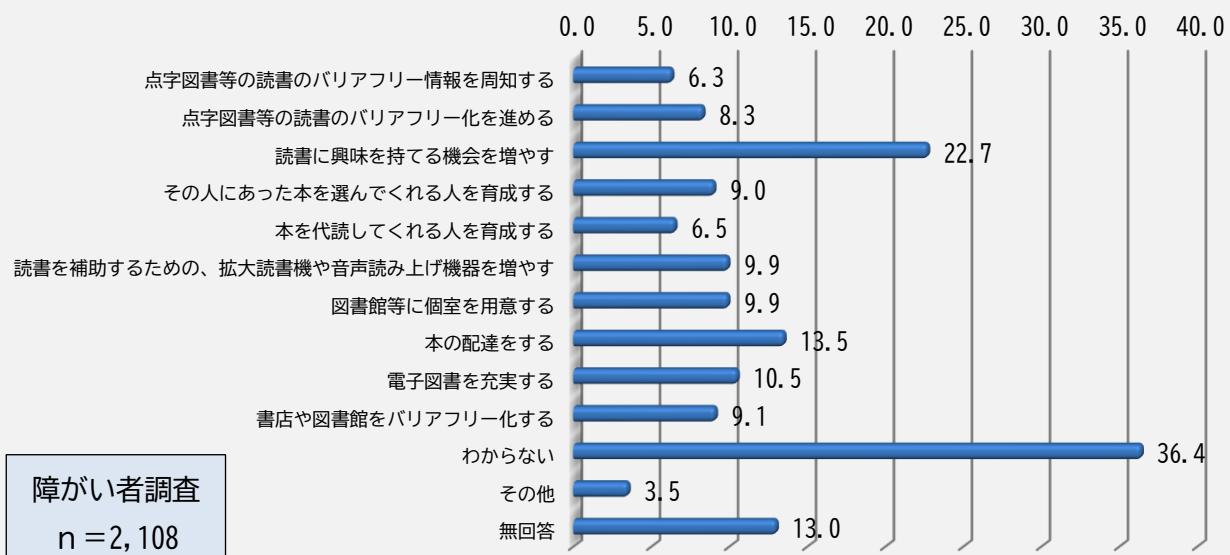
文化芸術施設のバリアフリー化や創作・発表等の支援が求められている

文化芸術活動の推進に必要な事項 (%)



読書に興味を持てる機会づくりが必要

読書の推進に必要な事項 (%)



施策の柱

(1) 文化芸術活動・生涯学習活動の推進

- 障がいのある方が、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、多様な文化芸術活動等に参加できる環境づくりを進めます。
- 視覚障がいや学習障がいなど、あらゆる障がいの方に対する読書環境の整備を推進します。
- 障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が交流し、楽しみながらユニバーサル（共生）社会を学ぶ機会を提供します。

取組	取組概要	区分	担当部
親子でユニバーサルを体験する機会の提供【再掲】	障がいのある方などに対する偏見や無理解といった意識の障壁を解消する「心のバリアフリー」の涵養を図ることを目的として、障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が共同で、楽しみながらユニバーサル（共生）社会を学ぶ機会を企画します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
カラフルブレイン札幌	発達障がいへの理解を深めていただくため、発達障がいがある方の絵画や工作などの作品展を開催します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
視覚での認識が困難な方への支援【再掲】	中央図書館と録音図書や点字図書を専門的に取り扱う視聴覚障がい者情報センターが情報を共有するなど、両施設が連携して視覚に障がいのある方への支援を行ってきました。今後も、目で文字を読むことが困難な方に対して、利用される方の障がいの状態に応じた適切なご案内が出来るよう、役立つ情報の発信など、更なる支援を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部 教育委員会 中央図書館
読書活動の推進に取り組む人との連携【再掲】	乳幼児から高齢者、障がいがある方など、誰もが本に親しめる環境を整備することを目的にボランティアと図書館、関連施設との連携を図っていきます。また、そのための講習会や研修会を開催し、ボランティアの資質向上や新たなボランティアの育成に努めます。	新規	保健福祉局 総務部 障がい保健福祉部
特別な支援を要する子どもの読書環境の充実【再掲】	図書館利用に困難を伴う子どもたちについては、一人一人に応じた読書活動の支援が求められます。図書館では、個々のニーズに応じた効果的な支援を整備・充実させるため、視聴覚障がい者情報センターなどとの連携を更に推進するとともに、大活字本など様々な障がいに対応した本の収集に努めるなど、サービスの在り方について検討を進めます。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部 教育委員会 中央図書館

取組	取組概要	区分	担当部
札幌市健康づくりセンターの利用促進	障がいのある方が健康づくりに取り組む機会を提供するため、札幌市健康づくりセンターの利用を促すとともに、運動指導員や理学療法士による健康づくりの支援を行います。	継続	保健福祉局保健所
公共施設バリアフリー化促進事業【再掲】	既存の市有建築物のうち、バリアフリー基本構想2022で定めた重点整備地区内の官公庁施設等をはじめ、特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある方等が利用する建築物）のバリアフリー化を促進します。	新規	まちづくり政策局 ユニバーサル 推進室
障がい者に向けた音楽ワークショップやコンサート等のイベントの実施	障がいのある方の文化活動への参加を支援するため、文化芸術施設へ来館する機会が少ない障がいのある方に向けて、音楽ワークショップやコンサート等のイベントを行います。	新規	市民文化局文化部
さっぽろアートステージにおける取組	さっぽろアートステージ事業美術部門では、2021年度より「ボーダレスアート作品展」を実施しています。今後も、障がいの有無にかかわらずあらゆる方が表現者として同じ場に立つことができる場所を創出・提供することで、広く社会全体での文化芸術振興を目指していきます。	新規	市民文化局文化部
札幌国際芸術祭等における取組	札幌国際芸術祭の関連事業として、2022年度に視覚や聴覚に障がいのある人とない人が一緒に、作品を鑑賞し感想を共有するプログラムを実施しました。今後の札幌国際芸術祭や関連事業においても、障がいのある方を含め、誰もが参加できる取組を検討します。	新規	市民文化局 国際芸術祭担当部
学習機会の提供 (さっぽろ市民カレッジ)	市民の自己啓発や生きがいづくりを支援とともに、学習した成果を地域社会の発展などにつなげることを目指して、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供します。当該事業の中で、社会技能の向上等に資する講座を開講し、障がいのある方も含め、誰もが気軽に参加できる学習・活動機会の充実を図ります。	継続	教育委員会 生涯学習部
知的障がい者のための成人学級事業	特別支援学校等を修了した知的障がいのある方が社会生活によりよく対応できるよう、集団生活や体験の場を通して、他の学級生等と交流しながら、公共マナーやスポーツ、調理などの実生活に即した学習を行います。	継続	教育委員会 生涯学習部

取組	取組概要	区分	担当部
新たな読書機会の創出 【再掲】	多様な事情により来館時間の確保が困難な方などへのサービスを充実させるため、電子図書館の利用促進に取り組みます。	新規	教育委員会 中央図書館
特別な支援を要する方へのサービスの充実 【再掲】	障がい等により一般的な図書の判読や図書施設の利用に困難を抱える方の読書環境を整備するための支援策等について検討を進め、サービスの充実を図ります。	新規	教育委員会 中央図書館

※ このほか、障害福祉サービスにおける日常生活用具給付事業として、視覚障害者用拡大読書器、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字読み上げ装置などを給付しています。

サービス量見込みについては第5章参照

(2) 障がい者スポーツの振興

- 障がいのある方が地域においてスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。
- 障がい者スポーツを通して、社会参加のみならず、健康づくりや交流の輪を広げるなど、障がいのある方の生活を豊かにていきます。

取組	取組概要	区分	担当部
障がい者スポーツ大会の開催	札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方がスポーツを通じて体力の向上や自立への意欲を高め、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいのある方に対する市民の理解の促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者スポーツの振興	障がい者スポーツの体験会や、スポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及・振興を促進します。	継続	スポーツ局 スポーツ部
障がい者スポーツに利用可能な学校開放の推進	学校開放事業の一環として、障がい者スポーツ専用学校開放校を設けることで、活動場所が不足している障がい者スポーツ団体を支援するとともに、障がい者スポーツの裾野を広げていきます。また、一部学校において優先枠の取組を行います。	新規	スポーツ局 スポーツ部
障がい者スポーツセンターの設置検討	障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しめる環境をつくるため、障がい者スポーツセンターの設置に向けた検討を進めます。	新規	スポーツ局 スポーツ部



コラム⑤～障がい福祉と技術革新～

難病の患者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となっており、対象となる疾病は、難病法に基づく指定難病の検討を踏まえ、順次、拡大されています。

患者数が極めて少ない希少疾患や難病では、その多くで未だ有効な治療方法が確立されていませんが、国では、難病の早期診断や新たな治療法開発など、難病患者のより良い医療の推進のために、国家戦略として、全ゲノム解析等を推進しています。

ゲノムとは、遺伝子をはじめとする遺伝情報の全体を意味します。これまでのゲノム研究は、特定の遺伝子など解析する対象を絞ることが一般的でしたが、技術の発達により、すべての遺伝子を含むゲノム全体を一度に解析できる研究が進んでおり、これまで診断がつかなかつた病気の特定や、新しい治療法の開発につながると期待が高まっています。

また、近年、インターネット上に構築された三次元の仮想空間やそのサービスを指す、メタバースのような新技術も注目されています。

オンライン上での行動を可能にするメタバースは、障がいのある方にとって様々な体験ができる、現実（リアル）の世界では難しかつた活動が行えたりする可能性があり、未来における社会参加を促進するツールのひとつとして、バリアフリー環境の整備に貢献することが期待されます。

この他にも、難病や重度障がいで外出困難な方々が、分身ロボットを遠隔操作してスタッフとして働くカフェが登場するなど、障がいのある方の就労を含め、様々な分野で技術革新とその活用が図られています。

障がい福祉と技術革新は親和性が高く、新たな技術が開発されることによって、障がいのある方が社会参加できる範囲がますます広がっていくと考えられます。

共生社会の実現に向けて、今後もこのような技術革新に期待したいと思います。

